

# コブリス・プラス サービス説明書

2025 年 10 月

(一財) 日本建設情報総合センター  
建設副産物情報センター

## 目次

はじめに.....	1
1. 概要.....	2
2. サービス条件.....	3
2.1 コブリス・プラスをお使いになれる方とユーザーIDの種類.....	3
2.2 官民マッチングの利用条件.....	3
2.3 建設リサイクル法第11条通知電子化サービスの利用条件.....	4
2.4 コブリス・プラス API の利用条件.....	4
2.5 利用料金.....	4
2.6 ユーザーIDの有効期間.....	4
2.7 コブリス・プラスを利用できる時間帯.....	5
2.8 カスタマーセンターおよび各種連絡.....	6
2.9 利用環境.....	7
2.10 コブリス・プラス Web サイト.....	7
3. 取り扱うデータと帳票.....	8
3.1 コブリス・プラスで扱う工事データの種類の種類.....	8
3.2 コブリス・プラスで扱う処理施設等のデータの種類の種類.....	8
3.3 コブリス・プラスで作成できる主な帳票類.....	9
3.4 コブリス・プラスで出力できるデータファイルの種類の種類.....	10
3.5 建設リサイクル法第11条通知電子化サービスで扱う帳票.....	13
3.6 コブリス・プラス API で扱う工事データ・帳票類.....	13
3.7 コブリス・プラスで扱うデータの提供期間.....	14
4. 各種制度との関係.....	15
4.1 土木工事共通仕様書との関係.....	15
4.2 リサイクル原則化ルールとの関係.....	15
4.3 建設副産物実態調査との関係.....	15
4.4 公共工事土量調査との関係.....	16
4.5 官民マッチングとの関係.....	16
4.6 建設リサイクル法との関係.....	17
4.7 建設リサイクルガイドラインとの関係.....	17
5. 機能.....	18
5.1 建設副産物に関する実務を支援する機能.....	18
5.2 建設発生土に関する実務を支援する機能.....	19
5.3 官民マッチングに関する実務を支援する機能.....	20
5.3.1 官民マッチングにおける用語の定義.....	20
5.3.2 官民マッチングで扱うデータ（対象工事）.....	21
5.4 搬出・搬入計画の検討を支援する機能.....	21

5.5 複数の部局等の工事データの取りまとめを支援する機能 .....	21
5.6 建設リサイクル法第 11 条通知を支援する機能 .....	23
5.7 API 連携により工事データの登録を支援する機能 .....	23
6. 利用契約 .....	24
6.1 利用契約における契約窓口 .....	24
6.2 新規利用手続き .....	24
6.2.1 発注者新規利用手続き .....	24
6.2.2 受注者新規利用手続きおよび利用再開手続き .....	25
6.2.3 処理業者新規利用手続き .....	26
6.2.4 官民マッチングのみの利用手続き（公共工事の発注者） .....	26
6.2.5 翌年度の継続利用手続き（発注者） .....	27
6.2.6 翌年度の継続利用手続き（受注者） .....	28
6.3 利用内容変更手続き .....	29
6.3.1 利用内容変更手続き（発注者） .....	29
6.3.2 利用内容変更手続き（受注者） .....	30
6.3.3 利用内容変更手続き（処理業者） .....	30
6.4 建設リサイクル法第 11 条通知電子化サービスの利用手続き .....	31
6.5 コブリス・プラス API の利用手続き .....	32
7. 操作 .....	33

## はじめに

本説明書は、コブリス・プラス利用規約（以下「利用規約」という。）[第3条](#)の規定に基づき作成した、JACIC が提供するコブリス・プラスの提供時間、各種の情報・機能、及びそれらを利用する手続き等のサービス内容の詳細を示した説明書です。

コブリス・プラスのサービス内容につきましては、本説明書のほか、「[コブリス・プラス Web サイト](#)」にてご確認いただくことができます。

本説明書の内容の一部又は全部を無断転載することは禁止されています。

本説明書は予告なく変更することがありますので、予めご了承ください。

## 1. 概要

コブリス・プラスは、建設副産物及び建設発生土の情報を異なる利用者間で共有するために、JACIC が運営する情報サービスです。

国等が公共工事を発注する際に建設副産物や建設発生土に関するデータの登録等を求めている「建設副産物情報交換システム」及び「建設発生土情報交換システム」に対応して、1つのサービスとして提供しています。さらに、官民一体となった建設発生土の相互有効利用のマッチング調整を行う「建設発生土の官民有効利用マッチング（官民マッチング）」も一体化しており、所定の手続きによって、同じIDで行うことができます。

コブリス・プラスでは、公共工事の発注者と受注者を支援するもので建設リサイクル政策に関わる以下の情報管理ができます。

- ① 「建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日制定）」をはじめとした、各種の法令に対応した帳票の作成や提出
- ② 「建設副産物実態調査」・「公共工事土量調査」のためのデータ登録や取りまとめ
- ③ 建設副産物・発生土の搬出入計画検討の支援

また、コブリス・プラスでは、次に示すサービスも提供します。

- a. 国土交通省が推進する「建設発生土の官民有効利用マッチング」を支援するサービス（官民マッチング）
- b. 建設リサイクル法第11条の規定に基づく通知を支援するサービス（建設リサイクル法第11条通知電子化サービス）
- c. 電子マニフェスト作成等のための外部システムとのAPI技術を用いたデータ連携により、コブリス・プラスへのデータ登録を行うサービス（コブリス・プラスAPI）

## 2. サービス条件

### 2.1 コブリス・プラスをお使いになれる方とユーザーIDの種類

コブリス・プラスでは、主に公共工事に携わる方がご利用になります。下表のとおり、それぞれの皆様の立場に応じた種類のユーザーIDをお渡しします。

#### ■コブリス・プラスにおけるユーザーIDの種類

公共工事等での皆様の立場	お使いいただくユーザーIDの種類
公共工事の発注者の方	発注者
公共工事の受注者の方	受注者
建設副産物対策連絡協議会窓口の方	取りまとめ（本局）
公共機関の取りまとめ窓口の方	取りまとめ（本庁）
民間企業の取りまとめ窓口の方	取りまとめ（本社）
官民マッチングのみ利用する公共機関	官民マッチング利用者（公共）
官民マッチングのみ利用する民間機関	官民マッチング利用者（民間）
処理業者の方	処理業者
建設リサイクル法第11条の通知を受理する方	11条通知受理者

### 2.2 官民マッチングの利用条件

官民マッチングに参加できる対象者とその登録基準は次のとおりです。

- (1) 公共機関（公共工事発注者）
- (2) 民間機関（公共工事入札参加資格保有者）

民間機関の参加登録基準は、原則、国及び地方自治体の工事入札参加資格保有者（以下「公共工事入札参加資格保有者」という。）とします。

なお、参加登録時に次に該当する者は登録できません。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する（入札参加禁止）
- ・ 国等から指名競争入札参加者としての指名停止又は警告を受けている

- (3) 民間機関（公共工事入札参加資格保有者以外）

民間機関のうち、公共工事入札参加資格保有者以外で参加できる者の登録基準は次のとおりとします。

#### ① 工事発注者

土木工事の発注者は、開発許可等の関係する法律に基づく許可取得者、建築工事の発注者は、建築基準法に基づく建築確認申請取得者とします。

#### ② 工事受注者

工事受注者（元請者又は下請者、下請者には二次下請以下も含む。）は、建設業法の建設業許可業者であり、官民マッチング対象工事契約済みの者とします。

## 2.3 建設リサイクル法第 11 条通知電子化サービスの利用条件

建設リサイクル法第 11 条の通知者と受理者がともに、それぞれの立場で当該サービスを利用するためのコブリス・プラスのユーザーID を保有している必要があります。

- ・ 通知者（国の機関、地方公共団体）：発注者用の ID
- ・ 受理者（都道府県知事、建築主事を置く市町村または特別区の長）：11 条通知受理者用の ID

## 2.4 コブリス・プラス API の利用条件

コブリス・プラス API の利用契約を締結している A S P 事業者や建設会社等の法人、及びその構成員となります。

## 2.5 利用料金

コブリス・プラスの利用料金につきましては、コブリス・プラス Web サイトの「[利用料金](#)」をご確認ください。

## 2.6 ユーザーID の有効期間

コブリス・プラスのユーザーID の有効期間は、[利用規約第 11 条](#)のとおり、年度（4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで）を単位とし、初年度は J A C I C が ID ・パスワードを通知した日から当該年度末までとします。

翌年度も継続して利用する手続きが完了した場合は、翌年度末までとします。

## 2.7 コブリス・プラスを利用できる時間帯

コブリス・プラスは Web オンラインサービスとして、[利用規約第 12 条](#)のとおり、利用者は、下記に該当する場合を除き、コブリス・プラスを通年 24 時間利用することができます。J A C I C は、下記に該当する場合においては、コブリス・プラス Web サイトに掲載することにより通知します。

- (1) 12月28日（同日が土曜日又は日曜日の場合はその直前の金曜日）の18時から、翌年1月4日（同日が土曜日又は日曜日の場合はその直後の月曜日）の9時30分までの期間
- (2) コブリス・プラス、その他コブリス・プラスを提供するために必要なシステムのメンテナンス、その他の機器等の保守のためにコブリス・プラスの提供の停止を必要とする期間
- (3) コブリス・プラスに著しい負荷や障害が生じることによって正常なサービスを提供することが困難となった場合
- (4) 電気通信事業者又は国内外の電気通信事業者による電気通信サービスの提供が停止された場合において、コブリス・プラスの提供が困難となったとき
- (5) その他、J A C I C がコブリス・プラスの提供を停止する必要があると判断した場合

## 2.8 カスタマーセンターおよび各種連絡

カスタマーセンターでは、コブリス・プラスの操作等に関するお問い合わせ対応をいたします。対応時間は、次のとおりとします。

- ・ 対応時間：平日 9 時 30 分から 17 時 30 分（年末年始、土日祝日を除く）
- ・ 電話でのお問い合わせ先：03-6261-4324
- ・ 電子メールでのお問い合わせ先：[recycle@jacic.or.jp](mailto:recycle@jacic.or.jp)
- ・ お問い合わせフォーム：

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=qcsb-litbsf-69dd8617d955d6b84f1ab1e577e1e728>

コブリス・プラスでは、利用継続の案内や登録工事データの更新案内等、利用者への各種連絡を電子メールにて下表のとおり行います。

### ■コブリス・プラスにおける各種連絡

送信元メールアドレス	用途	対象者
fk_info@jacic.or.jp	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 問い合わせの回答</li><li>・ 利用継続の案内</li><li>・ 認証コードのお知らせ</li></ul>	発注者 受注者 取りまとめ（本局・本庁） 取りまとめ（本社） 官民マッチング利用者（公共・民間） 処理業者 11 条通知受理者
fk_center@jacic.or.jp	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共工事土量調査用のデータ管理</li></ul>	取りまとめ（本局・本庁）
fk_keiyaku@jacic.or.jp	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約手続き関連</li></ul>	発注者

## 2.9 利用環境

コブリス・プラスは、パソコンおよびスマートフォン、タブレットでご利用いただけます。インターネットへの接続が必要であり、動作確認済みブラウザは以下となっています。

### ■対応 OS とブラウザ

Windows : Google Chrome/Microsoft Edge

Android : Google Chrome

iOS : Google Chrome

また、コブリス・プラスで出力される帳票のファイル形式は以下となっています。閲覧や解凍には別アプリケーションが必要になります。

Microsoft Excel

PDF

ZIP

CSV

## 2.10 コブリス・プラス Web サイト

コブリス・プラス Web サイト : <https://fkplus.jacic.or.jp/>

コブリス・プラスの機能、使い方、規約類、お知らせ、FAQ 等につきましては、コブリス・プラス Web サイトで公開しています。本 Web サイトは、コブリス・プラスへのログイン窓口ともなります。

### 3. 取り扱うデータと帳票

#### 3.1 コブリス・プラスで扱う工事データの種類

コブリス・プラスで扱う工事データは、建設工事における建設副産物に関する以下の種類のデータのいずれかを含むもので、工事に携わる各々の利用者が登録し利用者間で共有することができます。

##### 【計画書データ】

建設副産物の搬出・搬入の際の、再資源化や再生材の利用に関する計画を示すデータです。工事の着手時に受注者が発注者に提出する計画書の作成に用います。

##### 【実施書データ】

建設副産物の搬出・搬入の際の、再資源化や再生材の利用に関する実績を示すデータです。工事の完了時に受注者が発注者に提出する実施書の作成に用います。建設副産物実態調査の際の、調査票データとして利用されます。

##### 【土量データ】

建設発生土の搬出・搬入土量を示すデータです。工事間利用調整を目的とした公共工事土量調査にあたり、発注者が登録し、受注者が施工計画に応じて適宜更新します。建設発生土の官民有効利用マッチングにおいて、公共機関や民間機関が工事情報として登録し、相手先候補の情報として利用されます。

#### 3.2 コブリス・プラスで扱う処理施設等のデータの種類

コブリス・プラスで扱う処理施設等のデータは、処理業者が運営する各種のリサイクルプラントの他、公共機関が公開する建設発生土の保管場所に関するもので、各処理業者や各公共機関が登録し、工事の受注者・発注者に提供されます。

##### 【処理施設データ】

処理業者が運営する各種のリサイクルプラントのデータです。建設副産物や建設発生土の搬出入計画を検討する際に用いることができます。

##### 【発生土受入施設データ】

公共機関が公開する、建設発生土の保管場所として利用されるストックヤード、土質改良プラント、受入地のデータです。建設発生土の搬出搬入計画を検討する際に用いることができます。

### 3.3 コブリス・プラスで作成できる主な帳票類

コブリス・プラスを使って作成できる主な帳票類は、以下のとおりです。

#### ■建設リサイクルガイドライン様式（再生資源利用〔促進〕計画書（実施書））

計画書

- ・再生資源利用計画書（様式 1※<sup>1</sup>）
- ・再生資源利用促進計画書（様式 2※<sup>1</sup>）
- ・再生資源利用計画の現場掲示（PDF ファイル）
- ・土壌汚染対策法等の手続状況等の確認結果票
- ・土壌汚染対策法等の手続の確認フロー（PDF ファイル）

建設リサイクル法第 11 条通知書

- ・再生資源利用計画書（別表イ※<sup>2</sup>）
- ・再生資源利用促進計画書（別表ロ※<sup>2</sup>）

実施書・建設副産物実態調査（利用量・搬出先調査）調査票

- ・再生資源利用実施書（様式 1）
- ・再生資源利用促進実施書（様式 2）

#### ■チェック結果一覧

計画書・実施書の登録の際に実施したデータチェック結果

#### ■登録済確認書

コブリス・プラスへの計画書・実施書の登録が済んだことを示す文書

- ※1 建設リサイクルガイドライン（建設リサイクル推進に係る実施事項について（平成 14 年 5 月 30 日））に掲載された様式（以下同様）
- ※2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条に基づく国の機関から都道府県知事への対象建設工事の計画の通知に関する取扱要領（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条に基づく国の機関からの都道府県知事への計画の通知について（平成 14 年 3 月 5 日））に掲載された別表（以下同様）

### 3.4 コブリス・プラスで出力できるデータファイルの種類

ユーザーIDの種類ごとに、コブリス・プラスで出力することのできるデータファイルとその形式は、下表のとおりです。

#### ■発注者

項番	種別	出力単位	データファイル	ファイル形式
1	副産物	工事別（1工事）	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書	PDF
2			再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票および土壌汚染対策法等の手続き確認フロー	PDF
3			再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書	PDF
4			工事概要情報（JSON形式）	JSON
5		工事別	登録工事リスト_工事別	EXCEL
6			登録工事リスト_搬出先別	EXCEL
7			リサイクル実績リスト_特定品目_工事別	EXCEL
8			リサイクル実績リスト_特定品目_搬出先別	EXCEL
9			リサイクル実績リスト_特定品目以外_工事別	EXCEL
10			リサイクル実績リスト_特定品目以外_搬出先別	EXCEL
11		大機関別・中機関別・発注機関別・協議会別	登録工事件数_発注機関別	EXCEL
12			運搬距離_発注機関別	EXCEL
13			回答状況_発注機関別	EXCEL
14			資材利用量、再生資源利用率_現場内利用を含む_発注機関別	EXCEL
15			資材利用量、再生資源利用率_現場内利用を除く_発注機関別	EXCEL
16			建設発生土搬出先種類_発注機関別	EXCEL
17			建設廃棄物搬出先種類_発注機関別	EXCEL
18			建設廃棄物の再資源化等率_発注機関別	EXCEL
19		地方別・都道府県別・市区町村別	運搬距離_施工場所別	EXCEL
20			回答状況_施工場所別	EXCEL
21			資材利用量、再生資源利用率_現場内利用を含む_施工場所別	EXCEL
22			資材利用量、再生資源利用率_現場内利用を除く_施工場所別	EXCEL
23			建設発生土搬出先種類_施工場所別	EXCEL
24			建設廃棄物搬出先種類_施工場所別	EXCEL
25			建設廃棄物の再資源化等率_施工場所別	EXCEL
26	発生土		工事別	調査結果一覧表
27		土量の調整先が未決定の工事（調査結果一覧表）		EXCEL
28		相手先候補一覧		EXCEL
29		発注機関別	利用土砂の建設発生土利用率（再生砂を除く）	EXCEL
30			建設発生土の工事間利用率を集計	EXCEL
31			工事間利用の実現しなかった理由の集計	EXCEL
32			実績情報の登録状況集計	EXCEL
33	処理施設	処理施設料金項目別	処理施設料金一覧	EXCEL

■取りまとめ窓口（本局・本庁）

項番	種別	出力単位	データファイル	ファイル形式
1	副産物	工事別（1工事）	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書	PDF
2			再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票および土壌汚染対策法等の手続き確認フロー	PDF
3			再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書	PDF
4			工事概要情報（JSON形式）	JSON
5		工事別	登録工事リスト_工事別	EXCEL
6			登録工事リスト_搬出先別	EXCEL
7			リサイクル実績リスト_特定品目_工事別	EXCEL
8			リサイクル実績リスト_特定品目_搬出先別	EXCEL
9			リサイクル実績リスト_特定品目以外_工事別	EXCEL
10			リサイクル実績リスト_特定品目以外_搬出先別	EXCEL
11		データ提出用CSV	CSV	
12		チェック結果一覧	EXCEL	
13		大機関別・中機関別・発注機関別・協議会別	登録工事件数_発注機関別	EXCEL
14			運搬距離_発注機関別	EXCEL
15			回答状況_発注機関別	EXCEL
16			資材利用量、再生資源利用率_現場内利用を含む_発注機関別	EXCEL
17			資材利用量、再生資源利用率_現場内利用を除く_発注機関別	EXCEL
18			建設発生土搬出先種類_発注機関別	EXCEL
19			建設廃棄物搬出先種類_発注機関別	EXCEL
20		建設廃棄物の再資源化等率_発注機関別	EXCEL	
21		地方別・都道府県別・市区町村別	運搬距離_施工場所別	EXCEL
22			回答状況_施工場所別	EXCEL
23			資材利用量、再生資源利用率_現場内利用を含む_施工場所別	EXCEL
24			資材利用量、再生資源利用率_現場内利用を除く_施工場所別	EXCEL
25			建設発生土搬出先種類_施工場所別	EXCEL
26			建設廃棄物搬出先種類_施工場所別	EXCEL
27			建設廃棄物の再資源化等率_施工場所別	EXCEL
28	発生土	工事別	調査結果一覧表	EXCEL
29			土量の調整先が未決定の工事（調査結果一覧表）	EXCEL
30			相手先候補一覧	EXCEL
31		発注機関別	利用土砂の建設発生土利用率（再生砂を除く）	EXCEL
32			建設発生土の工事間利用率を集計	EXCEL
33			工事間利用の実現しなかった理由の集計	EXCEL
34			実績情報の登録状況集計	EXCEL

■発注者の契約担当者

項番	種別	出力単位	データファイル	ファイル形式
1	ユーザー情報	ユーザーID別	ユーザー一覧	EXCEL

■受注者

項番	種別	出力単位	データファイル	ファイル形式
1	副産物	工事別（1工事）	コブリス・プラス 登録済確認書	PDF
2			建設副産物情報交換システム工事登録証明書 ※2025年4月以前の登録工事のみ	PDF
3			再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書	PDF
4			再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書（現場掲示用）	PDF
5			再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票および土壌汚染対策法等の手続き確認フロー	PDF
6			再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書	PDF
7			工事概要情報（JSON形式）	JSON
8		工事別	登録工事リスト_工事別	EXCEL
9			登録工事リスト_搬出先別	EXCEL
10			リサイクル実績リスト_特定品目_工事別	EXCEL
11			リサイクル実績リスト_特定品目_搬出先別	EXCEL
12			リサイクル実績リスト_特定品目以外_工事別	EXCEL
13		リサイクル実績リスト_特定品目以外_搬出先別	EXCEL	
14		大機関別・中機関別・発注機関別・協議会別	登録工事件数_発注機関別	EXCEL
15			運搬距離_発注機関別	EXCEL
16		地方別・都道府県別・市区町村別	運搬距離_施工場所別	EXCEL
17		処理施設	処理施設料金項目別	処理施設料金一覧

■取りまとめ（本社）

項番	種別	出力単位	データファイル	ファイル形式
1	副産物	工事別（1工事）	コブリス・プラス 登録済確認書	PDF
2			建設副産物情報交換システム工事登録証明書 ※2025年4月以前の登録工事のみ	PDF
3			再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書	PDF
4			再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書（現場掲示用）	PDF
5			再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票および土壌汚染対策法等の手続き確認フロー	PDF
6			再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書	PDF
7			工事概要情報（JSON形式）	JSON
8		工事別	登録工事リスト_工事別	EXCEL
9			登録工事リスト_搬出先別	EXCEL
10			リサイクル実績リスト_特定品目_工事別	EXCEL
11			リサイクル実績リスト_特定品目_搬出先別	EXCEL
12			リサイクル実績リスト_特定品目以外_工事別	EXCEL
13		リサイクル実績リスト_特定品目以外_搬出先別	EXCEL	
14		大機関別・中機関別・発注機関別・協議会別	登録工事件数_発注機関別	EXCEL
15			運搬距離_発注機関別	EXCEL
16		地方別・都道府県別・市区町村別	運搬距離_施工場所別	EXCEL
17		外部連携	ユーザーID別	外部連携状況

### 3.5 建設リサイクル法第 11 条通知電子化サービスで扱う帳票

コブリス・プラスの建設リサイクル法第 11 条通知電子化サービスで扱う帳票は以下のとおりです。

- ・建設リサイクル法第 11 条通知書（メール本文）
- ・再生資源利用計画書（別表イ）
- ・再生資源利用促進計画書（別表ロ）

### 3.6 コブリス・プラス API で扱う工事データ・帳票類

コブリス・プラス API を使ってデータ連携できる工事データは、建設副産物の搬出・搬入に関するデータです。

また、下表に示すとおり、建設リサイクル法等に従い、工事の受注後、完了後等の所定の時期において、発注者に提出する必要がある各種の帳票類の作成に、コブリス・プラス API を活用することができます。

#### ■コブリス・プラス API で扱う帳票類

時期	発注者に提出する帳票類
工事受注後	再生資源利用計画書
	再生資源利用促進計画書
	再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票
	土壌汚染対策法等手続きの確認フロー（PDF ファイル）
	工区を示す図面（PDF ファイル）
工事完了後	再生資源利用実施書
	再生資源利用促進実施書
建設副産物実態調査の際 （民間工事を含む）	再生資源利用実施書
	再生資源利用促進実施書

### 3.7 コブリス・プラスで扱うデータの提供期間

コブリス・プラスで登録し共有できるデータの提供期間は以下のとおりです。

- 工事データの場合

登録した日から10年間とします。

なお、登録（発注者への提出）の前段階として、一時保存されている状態の工事データにつきましては、最後に更新した日から1年間とします。

- 処理施設データ、発生土受入施設データの場合

最後に更新された日から5年間とします。

なお、【処理施設データ】の場合は、当該処理施設を登録した処理業者が本サービスの利用を停止した場合や、利用継続しなかった場合には、当該データの提供を停止します。

## 4. 各種制度との関係

### 4.1 土木工事共通仕様書との関係

「土木工事共通仕様書(案)」(国土交通省令和7年3月版)においては、公共工事の受注者は、再生資源利用計画書をはじめとする各種の書類の監督職員への提出、建設副産物情報交換システムへの情報の入力や建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うことが要求されています。

コブリス・プラスは建設副産物情報交換システム及び建設発生土情報交換システムに対応するものとして、各種の書類の提出や、必要な情報の入力、データ更新を支援し、土木工事の請負契約の履行を支援します。

### 4.2 リサイクル原則化ルールとの関係

「リサイクル原則化ルール」とは、「公共工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について(平成18年6月12日付け)」のとおり、公共建設工事における、再生資源の利用及び、建設副産物の再資源化施設の活用を促進するもので、建設副産物(再生資源、建設発生土等)の運搬距離や運搬時間に関する要件が示されています。

コブリス・プラスでは、リサイクル原則化ルールで示す運搬の条件を踏まえて、工事の場所とその周辺の再資源化施設(処理施設)の候補を一覧表示することで、建設副産物の搬出・搬入の検討を支援します。

### 4.3 建設副産物実態調査との関係

建設副産物実態調査(センサス)は、建設副産物の実態を把握するために、国土交通省が行う統計調査で、建設リサイクル法や建設リサイクル推進計画などの諸施策に関する検討やその進捗状況の把握、評価等に役立てられています。

公共工事及び民間公益工事の場合は、センサスにおける利用量・搬出先調査の調査票の作成・提出の方法として「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を用いることが推奨されています。

コブリス・プラスは、建設副産物情報交換システム(COBRIS)に対応しており、センサスを支援するものとして、調査票の各項目に相当するデータを入力し、提出もしくは回収する機能を提供します。

#### 4.4 公共工事土量調査との関係

公共工事土量調査は、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画の策定及び推進について（平成15年10月3日付け）」に基づき、公共工事における建設発生土の搬出・搬入の状況を把握し、建設発生土の工事間利用を促進するために行われるものです。

公共工事土量調査によって把握した建設発生土の情報に基づいて、建設発生土の工事間利用を促進することが推奨されており、調査の方法として、「建設発生土情報交換システム等」を用いることとされています。

コブリス・プラスは、建設発生土情報交換システム等に対応しており、公共工事土量調査を支援するものとして、調査項目のデータを入力・登録等の機能を提供します。

#### 4.5 官民マッチングとの関係

国土交通省では、「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」（令和2年9月策定）において、「建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進～官民有効利用マッチングシステムの利用～」を重点施策として位置付けています。その具体的な実施方策として以下の事項の検討を行うため、「建設発生土の有効利用マッチング促進ワーキング」が設置されています。

- (1) マッチング実施に際しての取り決め事項、内容、方法
- (2) マッチング実施に際してのその他、必要な事項
- (3) その他「建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化」に関する事項

J A C I Cは、このワーキングの一員として、ワーキングで検討された実施方策に基づいて官民マッチングを運営しています。

コブリス・プラスは、官民一体となった建設発生土の有効利用が図られるように、公共工事土量調査によって集約された工事の情報と、民間事業者が登録した工事の情報を用いて、建設発生土情報をマッチングし搬出・搬入の検討を支援します。

#### 4.6 建設リサイクル法との関係

建設リサイクル法では、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 18 条において、都道府県知事への計画の届出や通知及び発注者への事前説明や報告が定められています。

コブリス・プラスでは、同法第 11 条に定める「国等に関する特例」である都道府県知事等への通知や、第 18 条に定める元請業者から「発注者への報告等」を支援します。

#### 4.7 建設リサイクルガイドラインとの関係

「建設リサイクルガイドライン」では、「建設リサイクル推進に係る実施事項について（平成 14 年 5 月 30 日付け）」のとおり、国土交通省の直轄事業を対象に、建設事業の計画・設計から施工まで、積算、完了の各執行段階での具体的な実施事項が取りまとめられています。

コブリス・プラスでは、建設リサイクルガイドラインにおいて示されている各種実施事項のうち、以下の作成を支援します。

- ・ 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書
- ・ 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書

## 5. 機能

### 5.1 建設副産物に関する実務を支援する機能

建設リサイクルガイドラインにおいては、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書等の建設リサイクルガイドライン様式を用いた情報管理が示されています。

また、建設副産物実態調査では、建設資材の利用量が調査されます。

さらに、資源有効利用促進法の省令改正等に伴い、受注者は計画書の現場掲示や「確認結果票」の作成・提出が義務付けられるようになりました。

建設副産物に関する実務では、受注者が建設リサイクルガイドライン様式によってデータを作成し、発注者に提出することにより適時に状況が把握されます。また、発注者は提出されたデータを用いて集計等することで、建設副産物実態調査における調査票の回収が円滑に行われます。

コブリス・プラスでは、受注者による建設リサイクルガイドライン様式に基づく各種帳票の作成と提出を支援します。また、発注者においてリサイクル実施状況を把握しやすくし、建設副産物実態調査の際の調査票の回収を支援します。

#### ■コブリス・プラスによる建設副産物に関する実務の支援項目

時 期	受注者	発注者	協議会事務局
工事契約後	1.計画書・確認結果票の作成・データチェック		
	2.計画書・確認結果票の提出（登録）		
		3.計画書の確認	
		4. 計画書の修正指示、または直接修正	
	5.計画画書・確認結果票の修正（2に戻る）		
工事完了後	6.実施書の作成・データチェック		
	7.実施書の提出（登録）		
		8.実施書の確認 チェック結果の登録	
	9.実施書の修正（7に戻る）		
建設副産物 実態調査の際	10.実施書の再提出		
		11.実施書の確認 チェック結果の登録	
			12.実施書データの 取りまとめ

## 5.2 建設発生土に関する実務を支援する機能

公共工事における建設発生土の搬出・搬入の状況を把握し、建設発生土の工事間利用を促進するために、『「公共工事土量調査」による建設発生土等の工事間利用調整実施マニュアル（案）』のとおり、「予定調査」と「実績調査」が行われます。

建設発生土に関する実務では、発注者は工事の予定・計画の段階で、土量の想定数量や計画数量を登録して、「未決定工事リスト」等によって候補工事を共有することで、工事間利用調整を図ります。

また、施工の段階では実際の土量に基づいたデータ更新を受注者に促すことで、未決定工事リスト等の精度が上がり、工事間利用調整の機会が拡大します。

コブリス・プラスでは、下表のとおり公共工事土量調査の予定調査・実績調査に必要な、発注者による土量データの登録や、受注者による土量データの更新といった業務手順を電子的に実現するとともに、相手候補工事のオンラインでのマッチングにより工事間利用調整を支援します。

### ■コブリス・プラスによる建設発生土に関する実務の支援項目

時期	受注者	発注者	協議会事務局
工事の計画段階		1.想定数量・予定数量の登録	
			2.予定調査・取りまとめ
			3.未決定工事リスト配付
		4.相手先候補工事の確認	
		5.工事間利用調整	
工事の施工段階	6.施工計画に基づく土量の更新		
	7.施工実績に基づく土量の更新		
工事の完了後		8. 実績数量の登録	
			9.実績調査・結果取りまとめ

### 5.3 官民マッチングに関する実務を支援する機能

コブリス・プラスでは、下表のとおり公共工事の発注者と民間工事の関係者が、各工事で搬出・搬入する予定の土量データを登録することでお互いに共有し、相手候補工事のオンラインでのマッチングにより工事間利用調整を促し、建設発生土の官民有効利用の促進を支援します。

#### ■コブリス・プラスによる官民マッチングに関する実務の支援項目

時 期	民間機関	発注者
工事の計画段階	1.民間工事の土量情報登録	2.計画数量の登録 公共工事の土量情報の公開
	3.相手先候補工事の確認	4.相手先候補工事の確認
	5.工事間利用調整	6.工事間利用調整
工事の完了後	7.マッチング結果の登録	8.マッチング結果の登録

#### 5.3.1 官民マッチングにおける用語の定義

- ① 公共工事：国の機関（国、独立行政法人<sup>※1</sup>、政府関連企業等<sup>※2</sup>）、地方の機関（都道府県、市区町村、地方公営企業、その他<sup>※3</sup>）が発注する工事とします。

※1 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、都市再生機構、土木研究所、建築研究所等

※2 道路関係会社、空港関係会社、日本下水道事業団、特殊法人、認可法人、国立大学法人等

※3 地方独立行政法人、公立大学法人、地方公共団体の組合・開発事業団、地方公社、土地改良区。

土地区画整理組合は民間扱いとなります。

なお、特に断らない限り、電力、ガス、電気通信、鉄道（JR含む）の各社が発注する工事及びPFI法に基づきSPCが実施する事業も公共工事に含むものとします。

- ② 民間工事：民間機関が発注する工事とします。
- ③ 官民マッチング運営事務局：官民マッチングに参加する民間機関の登録資格審査、工事情報更新依頼等官民マッチングの円滑な運営を推進するための諸事項を実施します。事務局は、（一財）日本建設情報総合センターに置かれています。

### 5.3.2 官民マッチングで扱うデータ（対象工事）

#### （１） 工事規模

工事間利用を促進する観点から工事規模の制限は行いません。

#### （２） 仮置き場を利用する工事

仮置き場を経由する工事間利用につきましては、建設発生土を適正に管理できる体制が整っている仮置き場を利用する場合に限って、官民双方の担当者が確認し、合意した場合に官民マッチングの対象とすることができます。

建設発生土を適正に管理できる体制とは、次の要件をすべて満たすものとします。

- ① 工事発注者又は工事受注者（元請者又は下請者）自らが管理していること。
- ② 仮置き場に搬出入された建設発生土の土量を管理していること。
- ③ 建設発生土を搬出工事ごとに堆積し、他工事の発生土と仕切りや空間の確保等により混ざらないように管理していること。

#### （３） 建設発生土の搬入条件

建設発生土の搬入条件は次のとおりとします。

- ① 受け入れた建設発生土は、当該工事の施工のみに使用すること。但し、公共工事ではこの限りではありません。
- ② 工事間での建設発生土は無料で受け入れること。ただし、工事間利用協定等の取り決めにより、例えば、搬出工事側が搬入工事側の搬入土の敷均し等を負担することは可能とします。

### 5.4 搬出・搬入計画の検討を支援する機能

コブリス・プラスでは、建設副産物や建設発生土の搬出先や搬入元となる、リサイクルプラントなどの再資源化施設の他、ストックヤードや建設発生土受入地、土質改良プラント、また他の工事現場を地図上に表示し、2点間距離の測定や、道のりを表示することができます。

これにより、効率的な搬出・搬入計画の検討を支援します。

### 5.5 複数の部局等の工事データの取りまとめを支援する機能

「取りまとめ ID」とは、ご契約頂いている機関内の複数の部局・支店等が個々に ID を用いている場合に、それらの ID により登録し、更新することのできる全ての工事データの更新・集計を行うための ID です。

取りまとめ ID は、各地方の建設副産物対策連絡協議会等でご利用頂いていた建設副産物情報交換システムの「協議会 ID」に代わる ID となり、当該 ID を利用することにより、公共工事や公益民間工事の発注機関においては、所管地域内の関係地方公共団体等が発注する工事データの集計を行うことも可能です。また、公共工事や公益民間工事の発注機関においては、建設発生土受入施設の登録・更新を行うことも可能です。

ご利用機関別に、取りまとめ ID でできることは下表のとおりです。

■コブリス・プラスによる工事データの取りまとめに関する支援項目

利用機関	取りまとめ ID でできること	データの種類
国土交通省地方整備局・北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ID を発行している管内事務所等が発注する工事データの更新・集計</li> <li>・ 管内地方公共団体等が発注する工事データの集計</li> <li>・ 管内地方公共団体等が発注する工事データの更新（当該地方公共団体等の承諾が必要）</li> <li>・ 建設発生土受入施設の登録・更新</li> </ul>	計画書データ 実施書データ 土量データ  発生土受入施設データ
国土交通省・他省庁（上記以外）、独立行政法人、高速道路会社等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ID を発行している管内事務所等が発注する工事データの更新・集計</li> <li>・ 建設発生土受入施設の登録・更新</li> </ul>	計画書データ 実施書データ 土量データ  発生土受入施設データ
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内事務所等が発注する工事データの更新・集計</li> <li>・ 管内市町村等が発注する工事データの集計</li> <li>・ 管内市町村等が発注する工事データの更新（当該市町村等の承諾が必要）</li> <li>・ 建設発生土受入施設の登録・更新</li> </ul>	計画書データ 実施書データ 土量データ  発生土受入施設データ
政令市、市町村、特別区、都道府県・政令市・市町村・特別区の外郭団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内事務所等が発注する工事データの更新・集計</li> <li>・ 建設発生土受入施設の登録・更新</li> </ul>	計画書データ 実施書データ 土量データ <sup>注)</sup>  発生土受入施設データ
鉄道・電力・ガス等の公益民間企業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支店等が発注する工事データの更新・集計</li> <li>・ 建設発生土受入施設の登録・更新</li> </ul>	計画書データ 実施書データ 土量データ <sup>注)</sup>  発生土受入施設データ
民間企業（受注者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ID を発行している支店等が受注した工事データの更新・集計</li> <li>・ ID を発行している支店等が官民マッチングに登録した土量データの閲覧（官民マッチングを含めて利用している場合のみ）</li> </ul>	計画書データ 実施書データ  土量データ

注) 地方公共団体の外郭団体等や公益民間企業等が建設発生土の公共工事との利用調整を行うに際しては、各地方の建設副産物対策連絡協議会等の確認が必要となります。

## 5.6 建設リサイクル法第 11 条通知を支援する機能

建設リサイクル法第 11 条通知電子化サービスでは、「国等に関する特例」として建設リサイクル法第 11 条に規定された、国の機関または地方公共団体による都道府県知事、建築主事を置く市町村または特別区の長への通知を支援します。コブリス・プラス利用の発注者の方は、当該サービスに参加している受理者へメール本文にて代用した通知書とその別表イ・ロの通知や、工事データの詳細画面で受理者側の受理状況や確認状況が確認できます。

受理者の方は、受理専用の I D で閲覧できる通知ページの工事から通知書の別表イ・ロを受理（ダウンロード）することができます。また、通知ページで受理した工事が一覧で確認でき、受理者側で管理している管内工事リストとの照合により未受理の工事が確認できます。

当該サービスにより、発注者、受理者双方の業務の効率化に繋がることはもとより、持参日数の削減による即時性の確保や、データの集計・一元管理も可能となります。

## 5.7 API 連携により工事データの登録を支援する機能

コブリス・プラス API は、A S P 事業者や建設会社等の電子マニフェスト作成等のためのシステム（以下「自社システム」という。）とコブリス・プラスとの間でデータ連携をするための API 群です。自社システムが所定の組合せによって API を呼び出すことで、受注者はコブリス・プラスの操作を行うことなく、自社システムのデータをコブリス・プラスに登録することができます。また、データ登録により作成される実施書等を、コブリス・プラスから発注者に提出することも可能となります。

自社システムで作成した電子マニフェスト等のデータを、コブリス・プラス API を介して工事データとしてコブリス・プラスに登録すれば、データ登録の省力化・効率化が可能となり、ユーザーの利便性向上を図ることができます。

## 6. 利用契約

### 6.1 利用契約における契約窓口

コブリス・プラスは法人・団体等（国の機関、地方自治体も含む）の組織の単位でご利用いただくものです。組織の中で複数の方がご利用になる場合は、契約の窓口となるお一人の方が利用契約の手続きを行ってください。

### 6.2 新規利用手続き

コブリス・プラスの利用開始までの手続きの流れは、以下のとおりです。また、コブリス・プラス Web サイトの「[コブリス・プラスの使い方 各種お手続きの方法](#)」からもご覧いただけます。

#### 6.2.1 発注者新規利用手続き

発注者の新規利用手続きの流れは、下表のとおりです。

##### ■発注者新規利用手続きの流れ

利用者（契約の窓口）	JACIC
1. コブリス・プラス Web サイト利用申し込みにアクセス	
2.申し込みに必要な事項を入力	
3.利用申し込み	
	4.申し込み内容の確認
	5.見積書の送付
6.見積書の確認、決裁	
	7.契約書の送付
8.契約の締結	
	9.ユーザーID／初期パスワード発行
10.利用開始（初期パスワードの変更が必要となります。）	
利用開始年度終了	
	11.利用料金の請求
12.利用料金の振り込み	

コブリス・プラス Web サイトの「[利用申込み【発注者】](#)」にアクセスし、申し込みに必要な事項を入力することで、新規利用申し込みができます。原則として、組織内において必要なアカウント数分をまとめて申し込みを行ってください。

## 6.2.2 受注者新規利用手続きおよび利用再開手続き

受注者の新規利用手続きおよび利用再開手続きの流れは、下表のとおりです。

官民マッチングのみのご利用を希望される方の手続きも同様となりますが、利用料金は無料のため下表の⑥～⑧の手続きは必要ありません。

以前に一度でもコブリスまたは建設発生土の官民有効利用マッチングシステムを利用したことのある方は、利用再開の手続きを行ってください。

### ■受注者新規利用手続きおよび利用再開手続きの流れ

利用者（契約の窓口）	JACIC
1. コブリス・プラス Web サイト利用申し込みにアクセス	
2.申し込みに必要な事項を入力	
3.必要書類のアップロード（建設業許可証の写し等）	
4.利用申し込み	
	5.申し込み内容の確認
	6.利用料金の請求
7.利用料金の振り込み	
	8.利用料金の入金確認
	9.ユーザーID／初期パスワード発行
9.利用開始 （初期パスワードの変更が必要となります。）	

コブリス・プラス Web サイトの「[利用申込み【受注者】](#)」にアクセスし、申し込みに必要な事項を入力するとともに建設業許可証の写し等をアップロードすることで、新規利用申し込みができます。官民マッチングを併せて利用する場合、または官民マッチングのみを利用する場合には、「2.2 官民マッチングの利用条件」（2）または（3）の参加条件を満たすことが確認できる書類も併せてアップロードしてください。

### 6.2.3 処理業者新規利用手続き

処理業者の新規利用手続きの流れは、下表のとおりです。

#### ■処理業者新規利用手続きの流れ

利用者	JACIC
1. コブリス・プラス Web サイト利用申し込みにアクセス	
2. 申し込みに必要な事項を入力	
3. 利用申し込み	
	4.申し込み内容の確認
	5.ユーザーID／初期パスワード発行
6.利用開始（初期パスワードの変更が必要となります。）	

コブリス・プラス Web サイトの「[利用申込み【処理業者】](#)」にアクセスし、申し込みに必要な事項を入力することで、新規利用申し込みができます。

### 6.2.4 官民マッチングのみ利用者（公共機関）利用手続き

公共工事の発注者の方が官民マッチングのみを利用する場合の手続きの流れは、下表のとおりです。

#### ■官民マッチングのみ利用者（公共機関）利用手続きの流れ

利用者	JACIC
1. コブリス・プラス Web サイト利用申し込みにアクセス	
2. 申し込みに必要な事項を入力	
3. 利用申し込み	
	4.申し込み内容の確認
	5.ユーザーID／初期パスワード発行
6.利用開始（初期パスワードの変更が必要となります。）	

コブリス・プラス Web サイトの「[利用申込み【官民マッチング】](#)」にアクセスし、申し込みに必要な事項を入力することで、新規利用申し込みができます。

### 6.2.5 翌年度の継続利用手続き（発注者）

発注者の方が翌年度もコブリス・プラスを引き続きご利用いただくには、年度末の申し込み可能期間に、利用継続の申し込みが必要です。

発注者の翌年度の継続利用手続きの流れは、下表のとおりです。

#### ■翌年度の継続利用手続き（発注者）の流れ

利用者（契約の窓口）	JACIC
	1.継続利用のご案内をメールで送付 (12月頃)
2.専用の利用申し込みサイトにアクセス	
3.継続利用に必要な事項を入力	
4.継続利用申し込み	
	5.申し込み内容の確認
	6.見積書の送付
7.見積書の確認、決裁	
	8.契約書の送付
9. 契約の締結	
年度末	
10.翌年度も継続利用（4月1日～）	
	11.利用料金の請求
12.利用料金の振り込み	

J A C I Cからの案内を受け、専用の利用申し込みサイトにアクセスし、申し込みに必要な事項を入力することで、継続利用申し込みができます。

## 6.2.6 翌年度の継続利用手続き（受注者）

受注者の方が翌年度もコブリス・プラスを引き続きご利用いただくには、年度末の申し込み可能期間に、利用継続の申し込みが必要です。

受注者の翌年度の継続利用手続きの流れは、下表のとおりです。

官民マッチングのみのご利用を希望される方のお手続きも同様となりますが、利用料金は無料のため下表の⑦～⑨の手続きは必要ありません。

### ■翌年度の継続利用手続き（受注者）の流れ

利用者（契約の窓口）	JACIC
	1.継続利用のご案内をメールで送付 (年度末の1月～3月の間)
2.専用の利用申し込みサイトにアクセス	
3.継続利用に必要な事項を入力	
4.各種書類のアップロード (建設業許可の更新があった場合等)	
5.継続利用申し込み	
	6.申し込み内容の確認
	7.利用料金の請求
8.請求金額の振り込み	
	9.利用料金の入金確認
	10.ユーザーIDの有効期間の延長
年度末	
11.翌年度も継続利用（4月1日～）	

JACICからの案内を受け、専用の利用申し込みサイトにアクセスし、申し込みに必要な事項を入力することで、継続利用申し込みができます。

### 6.3 利用内容変更手続き

コブリス・プラスの利用内容変更手続きの方法につきましては、コブリス・プラス Web サイトの「[コブリス・プラスの使い方 各種お手続きの方法](#)」からご覧いただけます。

#### 6.3.1 利用内容変更手続き（発注者）

コブリス・プラスにログイン後、各種お手続きから下表に示した内容を変更することができます。

##### ■手続き可能な利用内容変更（発注者）

各種お手続きメニュー	更新可能なユーザー	内容
ユーザー情報を表示	契約担当者、発注者、取りまとめ（本局・本庁）、官民マッチング（公共）	ログインユーザーの基本情報（会社住所、担当者、部署、メールアドレス、パスワード等）の確認、編集ができます。（ユーザーID は変更できません。）
<a href="#">変更を申し込む</a>	契約担当者	契約内容の切り替え（発注者・取りまとめ）、申込内容の変更（所在地、契約者情報等）、ユーザーの追加ができます。（受理されるまでは変更申請の取り下げが可能です。）
<a href="#">副産物 集計先変更を申し込む</a>	取りまとめ（本局・本庁）、契約担当者	建設副産物の計画書や実施書を集計する際、集計する範囲を変更できます。
<a href="#">発生土 集計先変更を申し込む</a>	取りまとめ（本局・本庁）、契約担当者	建設発生土の土量データを集計する際、集計する範囲を変更できます。
ユーザー一覧を表示	契約担当者	組織内の事務所等、原則として同一契約内のユーザー一覧を表示します。
シングルサインオンの設定を表示	契約担当者、発注者、取りまとめ（本局・本庁）、官民マッチング（公共）	JACIC クラウドとの連携を設定します。
通知一覧	契約担当者、発注者、取りまとめ（本局・本庁）、官民マッチング（公共）	システムから届いた通知の絞り込み・表示ができます。

### 6.3.2 利用内容変更手続き（受注者）

コブリス・プラスにログイン後、各種お手続きから下表に示した内容を変更することができます。

#### ■手続き可能な利用内容変更（受注者）

各種お手続きメニュー	内容
ユーザー情報を表示	ログインユーザーの基本情報（会社住所、担当者、部署、メールアドレス、パスワード等）の確認、編集ができます。（ユーザーID は変更できません。）
<a href="#">継続利用を申し込む</a>	年度末に継続利用のお申し込みができます。（年度末の利用可能期間に表示される機能です。なお、お申し込み後、受理されるまでは、継続申請の取り下げが可能です。）
<a href="#">変更を申し込む</a>	会社名・建設業許可番号等の変更の申し込みができます。（受理されるまでは、変更申請の取り下げが可能です。）また、「取りまとめ」の追加ができます。（「取りまとめ」の利用にあたり、別途の利用申し込みは不要です。）
通知一覧	システムから届いた通知の絞り込み・表示ができます。

### 6.3.3 利用内容変更手続き（処理業者）

コブリス・プラスにログイン後、各種お手続きから下表に示した内容を変更することができます。

#### ■手続き可能な利用内容変更（処理業者）

各種お手続きメニュー	内容
ユーザー情報を表示	ログインユーザーの基本情報（会社住所、担当者、部署、メールアドレス、パスワード等）の確認、編集ができます（ユーザーID は変更できません）。
<a href="#">変更を申し込む</a>	会社名・処分業許可番号などの変更の申し込みができます。（受理されるまでは、変更申請の取り下げが可能です。）

## 6.4 建設リサイクル法第 11 条通知電子化サービス利用者（受理者）利用手続き

コブリス・プラスを利用している全ての発注者の方は、特段の手続きの必要なく、建設リサイクル法第 11 条通知電子化サービスに参加している受理者へ、サービス利用によるメール通知を行うことができます。

建設リサイクル法第 11 条通知電子化サービスをご利用になりたい受理者の方は、個別にお問い合わせください。お手続き等をご案内致します。

建設リサイクル法第 11 条通知電子化サービスの詳細につきましては、コブリス・プラス Web サイトの「[コブリス・プラスとは](#) [コブリス・プラスのサービス条件\(建設リサイクル法第 11 条通知電子化サービス\)](#)」からご覧いただけます。

受理者の建設リサイクル法第 11 条通知電子化サービスの利用手続きの流れは、下表のとおりです。

### ■建設リサイクル法第 11 条通知電子化サービス利用者（受理者）利用手続きの流れ

利用者（受理者）	JACIC
1. 建設リサイクル法第 11 条通知電子化サービスのお問い合わせ	
	2. サービスのご案内、取組み状況の確認
3. 受理者側連絡先リストの提出	
	4. 受理者の代表メールアドレスの登録、受理専用 ID/初期パスワード発行
5. 利用開始 (初期パスワードの変更が必要となります。)	
	6. 代表メールアドレスの更新案内
年度末	
7. 代表メールアドレスの更新	
8. 利用継続（特段のお手続きは必要ありません。)	

#### 【受理者の皆様へ】本サービスのご利用にあたっての留意事項

- ・受理専用の ID は無料で発行します。
- ・建設リサイクル法第 11 条通知を受理できるのは、コブリス・プラスを利用している発注者からの通知書とその別表イ・ロの通知のみとなります。
- ・通知する際に工程表や図面等の関連資料を添付することはできません。
- ・発注者からの通知書はメール本文にて代用することとなります。
- ・発注者へ受理したことの連絡はコブリス・プラスにて行うことができます。
- ・届出済みである証明書を発注者にメール送付する機能はありません。
- ・受理するための登録できるメールアドレスは 1 つのみとなりますが、工事種別等に応じてメールアドレスを変えることもできます。
- ・メールアドレスを変更する場合は、受理者ご自身で行っていただくこととなります。
- ・メールアドレスは、常に最新の状態に保つようお願いいたします。

## 6.5 コブリス・プラス API 利用手続き

コブリス・プラス API によりコブリス・プラスとのデータ連携を行うためには、コブリス・プラス API の連携仕様に従ってデータ変換等を行っていただく必要があることから、自社システムの改良が必要となります。

コブリス・プラスの利用申し込みにつきましては、まずは個別にお問い合わせください。自社システムに関する簡単なヒアリングをさせていただいた後、秘密保持契約を締結のうえでコブリス・プラス API の連携仕様を開示します。その後、自社システムの改良を行っていただき、利用申込書を提出のうえ、テスト環境を利用して連携の確認を行っていただきます。データ連携に問題がないことが確認できましたら、利用契約を締結のうえで連携開始となります。

なお、利用契約に際しましては、J A C I C が定めるコブリス・プラス API 利用規約に同意していただく必要があります。

コブリス・プラス API の詳細につきましては、コブリス・プラス Web サイトの「[コブリス・プラスとは コブリス・プラスのサービス条件\(コブリス・プラス API について\)](#)」からご覧いただけます。

コブリス・プラス API の利用手続きの流れは、下表のとおりです。

### ■コブリス・プラス API 利用手続きの流れ

利用者	JACIC
1. コブリス・プラス API のお問い合わせ	
	2. 自社システムのヒアリング
3. 秘密保持契約の締結	
	4. 連携仕様の開示
5. 自社システムの改良	
6. 利用申込書の提出	
	7. 申し込み内容の確認
	8. テスト環境の提供
9. 連携の確認	
10. 利用契約の締結	
	11. 利用料金の請求（初期費用、年間ライセンス料金）
12. 利用料金の振り込み	
	13. 連携環境の提供
14. 連携開始	
年度末	
	15. 利用料金の請求（前年度の年間 API 利用料金及び当年度の年間ライセンス料金）
16. 利用料金の振り込み	
17. 連携継続（契約は自動的に継続）	

## 7. 操作

コブリス・プラスの操作方法につきましては、コブリス・プラス Web サイトの「[コブリス・プラスの使い方](#)」をご確認ください。